

事 務 連 絡
平成23年5月20日

社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したので、お知らせします。



事務連絡
平成23年5月20日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）については、平成23年厚生労働省告示第165号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望があった医薬品（内用薬5品目及び注射薬2品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。
- 2 1により薬価基準の別表に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

| 区分 | 内用薬 | 注射薬 | 外用薬 | 歯科用薬剤 | 計 |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 品目数 | 9,190 | 4,193 | 2,845 | 36 | 16,264 |

(参 考)

薬価基準告示

| No | 薬価基準名 | | 規格単位 | 薬価 (円) |
|----|--------------------------|------------------|---------------------|--------|
| 1 | 内用薬 セベラマー塩酸塩錠400mg「G」 | 塩酸セベラマー | 400mg 1錠 | 39.00 |
| 2 | 内用薬 セベラマー塩酸塩錠800mg「G」 | 塩酸セベラマー | 800mg 1錠 | 57.30 |
| 3 | 内用薬 ツインラインNF配合経腸用液 | 経腸成分栄養剤 (消化態) | 10mL (混合調製後の内用液として) | 9.60 |
| 4 | 内用薬 ㊦ メイソテート錠0.625 | フマル酸ピソプロロール | 0.625mg 1錠 | 26.60 |
| 5 | 内用薬 ラコールNF配合経腸用液 | 経腸成分栄養剤 (半消化態) | 10mL | 9.10 |
| 6 | 注射薬 ハーセプチン注射用60 | トラスツズマブ (遺伝子組換え) | 60mg 1瓶 (溶解液付) | 23,885 |
| 7 | 注射薬 ハーセプチン注射用150 | トラスツズマブ (遺伝子組換え) | 150mg 1瓶 (溶解液付) | 56,003 |